

この度、国連アジア極東犯罪防止研修所（以下、「アジ研」といいます。）第170回国際研修に参加する貴重な機会をいただきました。研修の概要や、私なりに研修中に学んだこと、そして、海外参加者との交流の様子等についてお伝えしたいと思います。

1 研修の概要

平成30年8月22日から同年9月21日までの約1か月間にわたり、海外参加者は15か国18人、日本人参加者は7人で、全員が東京都昭島市にあるアジ研の寮に入寮し、研修に参加しました。今回の研修のテーマは「薬物使用者処遇の実務」であり、研修期間を通じて、当該テーマに基づき、研修参加者による各国の取組の現状を発表する”Individual Presentation”，海外からの招へい講師や国内の専門家による講義を受ける”Lecture by Visiting Expert”，”Ad-hoc Lecture”，研修参加者がグループに分かれて提示されたテーマについて議論をし、取りまとめて提言を行う”Group Workshop”，その他、研修所を出て、保護観察所や更生保護施設、少年院等の見学を行う”Study Tour”，保護司宅の家庭訪問を通じて日本の保護司制度の実際に触れる”VPO Home Visit”等、その内容は多岐にわたるものでした。アジ研の教官や職員の皆様の御指導、そして参加者同士の協力により、参加者全員が最後まで所定の日程を無事に終えることができました。

2 薬物事犯者処遇に関する各国共通の課題と日本の更生保護制度の紹介について

私は水戸保護観察所において、保護観察官として薬物処遇班に配置され、今年度で3年目になります。その間、薬物処遇班の一員として、保護観察所において行う薬物再乱用防止プログラムの集団処遇を実施し、毎月30～40名程度の薬物事犯の保護観察対象者の処遇を行うほか、自身が担当する地区の保護観察官（地区担当官と呼びます。）として、地区内の薬物事犯の保護観察対象者の処遇も行っています。御案内のとおり、平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、数値目標として、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する」ことが掲げられ、特に薬物事犯については、その再犯率の高さから、その処遇が重点施策の一つとされており、保護観察所としても要の施策として取り組んでいるところです。

今回の研修における各国参加者の発表やグループワークを通じて感じたのは、それぞれの国によって、まん延している薬物の種類や、薬物に対する社会の価値観、薬物施策の内容は異なっても、再乱用防止という観点に立つと、取り組むべき課題には共通事項が多いということでした。例えば、グループワークにおいて、私達の班に提示された課

題は「薬物事犯者に関する施設内処遇と、施設からコミュニティへの連携」を趣旨とするものでしたが、そこで議論となったのは、薬物事犯者に対するふさわしい処遇の在り方として、それが「強制的又は義務的」であるべきか、「任意的・自発的」であるべきか、といった点でした。このことは、自身の依存に対する否認を特徴とする薬物依存者に対して、処遇者として向き合ったことがある人であれば、誰でも悩んだことのある課題だと思いますが、やはり日本に限らず、どの国の薬物事犯者処遇においても共通の課題とされている事項の一つだということが分かりました。私達の班では、その一つの結論として、「強制的又は義務的」な方式で処遇を行うべきタイミング、例えば、その薬物事犯者に早期介入が必要とされるような精神症状・身体的疾病が出ている場面や、否認が強く、放っておいた場合に底付きに至る可能性があるケースなどについては、適期を捉えて強制的な形で介入を行うべきであるし、その一方で、強制的な制度にのみ依拠することなく、アセスメントを的確に実施したり、動機付け面接法や御褒美療法をうまく活用したりすることにより、できるだけ本人が自発的に医療や支援を望むようになるまで、丁寧な処遇を行う必要がある、という結論に達しました。実務の場面を離れ、研修に集中できる環境の中、日頃の業務で抱えている課題について、国を超えて見方が全く異なる意見に触れて深く考えることは、今後の保護観察官としての業務に役立つ非常に貴重な機会となりました。

また、VPO Home Visitにより、日本の更生保護における大きな特徴の一つである保護司制度について、その実際に触れてもらう機会を持つことができたことも、私にとっては、非常に誇らしい機会でした。実際に海外参加者とともに、保護司の自宅を訪問し、食事を取りながら、犯罪や非行をした人を家庭に招き入れることの意義や、その御苦労などの話に触れ、海外参加者からは、自国にも同様の制度を取り入れられないか、といった観点から質問を沢山受けました。日本の薬物事犯者に対する社会内処遇が、プログラムの実施を始めとした保護観察官の専門性を生かした処遇と、保護司による地域性・民間性を生かした処遇との協働体制により成り立っているということ、海外参加者に深く理解してもらうことができたように思いました。

3 海外参加者との交流について

文字通り、研修所において、海外参加者と寝食を共にした生活をし、特に平日の課外時間や週末には、都内の様々な観光地を案内したり、日常の買い物やお土産選びのお手伝いをしたりしました。浅草や六本木、新宿など、東京の主要なスポットを一緒に回ったのはもちろん、外国人の方と日帰り温泉に行くという貴重な経験もしました。日本の温泉では裸にならなければいけないですよ、と心配して説明したのですが、それも異文化として楽しんで下さったようです。

なお、この研修に参加して、よく周囲の方から「英語話せたんだね、知らなかった。」と言われることがあるのですが、その実、私はこれまで海外留学経験等は全くなく、数

年前に観光でハワイに行った程度のミーハーぶりで、加えて、学生の頃に学んだ英語などどうの昔に忘れてしまったため、海外参加者とのコミュニケーションは、ほとんど笑顔とその場の雰囲気ですら何とかするという体たらくでした。しかし、海外参加者の皆さんはそんな私のレベルに合わせて常にフォローして下さい、それに、現代では文明の利器として、スマホの翻訳アプリという非常に有難いツールもありますので、お陰で海外参加者の皆さんとコミュニケーションを取り、良い関係を築くことができました。恐らく、私の人生で、もしこの研修に行かなければ、これほど外国人の方と濃密に接する機会など一生なかったと思いますので、自分でもなんだか不思議な感じがするくらいです。研修が終わってみて、今さらながら、少し英会話にでも通ってみようかな、などと思っています。

最後になりますが、今回の研修中、全ての場面において、様々な御指導やきめ細かい心遣いをして下さった、アジ研教官の皆様、職員の皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。